

15) 学生生活細則

1 服装

(1)低学年生（1～3年生）

日本社会において、学校の制服は、冠婚葬祭等、公式な場においても、礼を失することのない正装として認められている。

また、本校の冬の制服が基調としているブレザーおよびネクタイという服装には、社会人に求められる服装の予行としての意味も込められている。

以上のことから、制服の着こなしには、本校生としての品位を保つことを求める。品位に欠けると思われる着こなしについては、改善を求めることがある。

- ①登下校時（休日・休業中の部活動等による登下校も含める）には必ず本校指定の制服を着用しなければならない。また授業時間（体育や実験・実習等を除く）や校内外の学校行事にも、特に指示がない限り、本校指定の制服を着用しなければならない。
- ②本校の男子制服は次のように定める。
 - 1) 冬服…本校指定のブレザー、スラックス、カッターシャツ、ネクタイ。
 - ・防寒のため、ブレザーの下にベスト・カーディガンの着用を認める。無地で色は紺色又は黒のものとする。
 - 2) 夏服…本校指定の半袖シャツ（ロゴマーク入り）、スラックス（ロゴマーク入り）。
 - ・ベスト・カーディガンの着用を認める。無地で色は紺色又は黒のものとする。
- ③本校の女子制服は次のように定める。
 - 1) 冬服…本校指定のブレザー、スカート、スラックス、キュロットスカート、ブラウス、ネクタイ。
 - ・防寒のため、ブレザーの下にベスト・カーディガンの着用を認める。無地で色は紺色又は黒のものとする。
 - 2) 夏服…本校指定の半袖シャツ（ロゴマーク入り）、スカート（ロゴマーク入り）、スラックス、キュロットスカート。
 - ・ベスト・カーディガンの着用を認める。無地で色は紺色又は黒のものとする。
- ④おおよその目安として、10月～4月は冬服着用、5月は冬服から夏服への移行期間、6月～8月は夏服着用、9月は夏服から冬服への移行期間とする。但し、その年々の気候等に応じて期間を変更する場合があるので、その都度の指示に従うこと。
- ⑤制服・ネクタイの改造、見苦しい着用は禁止する。冬服着用時は、カッターシャツのすそ出しを禁止する。スカート（キュロットスカートを含む）丈は採寸時の寸法とし、スカートの先端が膝頭の中心より下にくることとする。
- ⑥ベルトは必ず締めることとする。ベルトは黒色で標準型のものとし、華美なものは禁止する。

- ⑦靴は黒の革靴とする。特に、黒のローファー型の革靴の着用が望ましい。黒もしくは白系統の運動靴も許可するが、入学式等の式典、特に指定する学校行事の際には、黒の革靴を着用しなければならない。また、かかとをつぶした着用は禁止する。
 - ⑧靴下は、紺色のレギュラー丈のものとする。白色または黒色のレギュラー丈のものも許可するが、入学式・始業式・終業式等の式典、特に指定する学校行事の際には、紺色の靴下を着用しなければならない。
 - ⑨通学鞆は、特に指定はないが、華美なものは禁止する。
 - ⑩コートは、単色無地で、黒色・紺色・グレー・ベージュのもののみ認める。
 - ⑪マフラーの教室内での着用は禁止する。
 - ⑫頭髪については、本校学生として誇りを持ち、清楚で品のある髪型を心がけなければならない。特に頭髪の脱色・染色やパーマは禁止する。
 - ⑬化粧やピアス着用は禁止する。
 - ⑭怪我や病気等によりやむを得ず異装をしようとする場合は、あらかじめ担任に届け出て、学生主事室の許可を得なければならない。
- (2)高学年生（４・５年生）
- ①制服を特に定めないが、本校学生として誇りを持ち、清楚で品のある服装・身だしなみを心がけなければならない。特に露出度の高い服（ランニング、キャミソール等）は、男女ともに禁止する。授業時間（体育や実験・実習等を除く）の服装は、登校時と同様のものでし、トレーニングウェア、コート等を着用して受講することは認めない。学校行事等により、学校が服装について指示する時は、それに従うこと。
 - ②特別な事情がない限り、草履、サンダル、スリッパ、ミュール、下駄等のかかとに固定できない履物は禁止する。
 - ③頭髪については、本校学生として誇りを持ち、清楚で品のある髪型を心がけなければならない。特に頭髪の脱色・染色は禁止する。
 - ④ピアス着用は、体育や実験・実習、クラブ活動等においては禁止する。
 - ⑤怪我や病気等によりやむを得ず異装をしようとする場合は、あらかじめ担任に届け出て、学生主事室の許可を得なければならない。

2 校内生活

- (1) 来客、教職員、年長者との対応には礼を失しないように注意し、廊下などですれちがう時は軽く挨拶すること。
- (2) 自分の貴重品は、各自が細心の注意を払って管理すること。貴重品は鍵をつけた個人用のロッカーに保管するなど、盗難の防止に努めること。
- (3) 所持品には必ず記名すること。
- (4) 拾得物は生活支援係に届けること。

- (5) 朝の登校時には学生用掲示を見た上で、学生用昇降口から校舎に入ること。
- (6) 休講時、休み時間等に、みだりに校外に出てはならない。空き時間には図書館を有効に利用すること。
- (7) 教室やロッカーの上に、教科書類、シューズ、体操服、空びん、缶、ペットボトル等を放置しないこと。
- (8) 校舎内外の清潔に留意し、公共物を大切にすること。
- (9) 掃除当番はその責任を忠実に果たし、特に次の諸点に留意すること。
 - イ 教室及び廊下の床のごみ・ちりは、ほうきで掃き取ること。
 - ロ 黒板は毎授業終了後にきれいに消し、放課後黒板の溝の粉末を除去すること。
 - ハ 下校時には教卓、机、椅子などを整頓し、窓、カーテン、ドアを閉め消灯すること。

3 校外生活

- (1) 午後10時以降の外出は禁止する。午後8時以降の外出も、できるだけ慎むこと。
- (2) 風俗営業、有害興業、ギャンブルを行う場所、遊技場（パチンコ屋、マージャン屋など）への低学年生（1～3年）の立ち入りを禁止する。上級生も、立ち入らないことが望ましい。
- (3) 校外で警察や青少年教育センターの補導員などの補導を受けた時は、素直にその補導に従うこと。特に深夜徘徊、喫煙、その他の非行で補導された場合は、速やかに学生主事へ申し出ること。（申し出れば、学校の指導・処分は、原則として、申し出なかった場合より軽くなる。）

4 携帯電話

本校生は、携帯電話（スマートフォン等モバイル通信端末を含む）の使用にあたっては、以下の禁止事項を守らなくてはならない。

- (1) 学校の内外を問わず必ず守らなくてはならないこと。
 - ①有害サイト（出会い系その他）にアクセスしてはならない。
 - ②楽曲・ゲームその他著作権で保護されたソフト類を不正にダウンロードしてはならない。
 - ③その他（嫌がらせメール、なり済ましメール、カメラ機能を用いた盗撮、他人の携帯電話の無断使用、不正アクセス・窃盗等）、不適切な携帯電話の使用をしてはならない。
- (2) 校内で必ず守らなくてはならないこと。
 - ①授業・実験・実習中に使用（呼び出し音、バイブ音を鳴らすことを含む）してはならない。
1～3年生は、8：40～12：00、12：55～15：30の時間帯に携帯電話を使用して

はならない。

- ②携帯電話をゲーム機として使用してはならない。
- ③校内のコンセントを用いて許可なく充電をしてはならない。
- ④1年生については、学校が指定した4月の期日まで、校内への持込を禁止する。

5 クラブ参加（学生会会則第47条より）

学生はクラブに参加することが望ましい。ただし、文化局に属する部同士の場合を除き、2つの部に所属する場合は、互いに異なる局でなければならない。

6 アルバイト

- (1) 1～3年生のアルバイトは原則として禁止する。但し、長期休業中の健全な職種、3年生の家庭教師、経済的理由でやむを得ない場合などは許可することがあるので、所定の許可願を提出して許可を求めること。
- (2) 4、5年生も余暇の善用に心がけ、アルバイトはなるべくしないことが望ましい。危険を伴う職種、深夜作業、風俗営業などのアルバイトは禁止する。

7 喫煙、飲酒

学生の喫煙（電子タバコを含む）、飲酒（20歳以上を対象としたノンアルコール飲料を含む）は禁止する。

ただし、20歳以上の学生については、学校・学寮内及びその周辺（半径1 kmの区域）、また学校最寄りの駅・バス停以外の場所では許容するが、公的団体行動の場合は禁止する。

喫煙は健康に害があるので、慎むことが望ましい。

8 運転免許取得及び車両運転

このことについては、次章「車両運転等に関する学生心得」に定めてあるので熟読のうえ、これを遵守しなければならない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。